

# 群馬県市町村会館管理組合行政不服審査会条例

平成28年2月22日  
条例第4号

改正 令和7年2月13日条例第1号

## (趣旨)

**第1条** この条例は、行政不服審査法（平成26年法律68号）第81条第2項の規定により設置する群馬県市町村会館管理組合行政不服審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## (設置)

**第2条** 審査請求があったときは、管理者は、その都度、審査会を設置するものとする。

## (組織)

**第3条** 審査会は、委員3人をもって組織する。

## (委員)

**第4条** 委員は、非常勤とし、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、管理者が委嘱する。

2 委員は、管理者により、心身の故障のために職務の執行ができないと認められた場合又は職務上の義務違反その他委員たるに適しない非行があると認められた場合を除いては、在任中、その意に反して罷免されることがない。

3 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

4 委員は、在任中、政党その他の政治的団体の役員となり、又は積極的に政治運動をしてはならない。

## (会長)

**第5条** 審査会に、会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

## (専門委員)

**第6条** 審査会に、専門の事項を調査審議するため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、学識経験のある者のうちから、管理者が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

4 専門委員は、非常勤とする。

5 第4条第3項の規定は、専門委員について準用する。

## (会議)

**第7条** 審査会は、会長が招集し、会長がその会議の議長となる。

2 審査会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員又は専門委員は、自己の利害に關係する議事に参与することができない。

(委任)

**第8条** この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

**第9条** 第4条第3項（第6条第5項において準用する場合を含む。）の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

**附 則**

この条例は、行政不服審査法の施行の日から施行する。

(令和7年2月13日 条例第1号抄)

(罰則の適用等に関する経過措置)

**第3条** この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

2 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第6号。以下「刑法等一部改正法」という。）第2条の規定による改正前の刑法（明治40年法律第45号。以下この項において「旧刑法」という。）第12条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第13条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第16条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

(人の資格に関する経過措置)

**第4条** 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例の規定の例によることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

(経過措置の規則への委任)

**第6条** この章に定めるもののほか、刑法等一部改正法等の施行に伴い必要な経過措置は、規則で定める。

**附 則（令和7年2月13日 条例第1号）**

この条例は、令和7年6月1日から施行する。